

境町公告

特 定 事 業 の 選 定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、第9期境地区定住促進住宅整備事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和8年7月10日

境町長 橋 本 正 裕



記

第9期境地区定住促進住宅整備事業については、当初の計画のとおり、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃の収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業をPFI事業として選定する。